

公表用

令和6年第6回
球磨村農業委員会議事録

球磨村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日（月） 午前9時開会
2. 開催場所 球磨村役場 3階小会議室
3. 出席農業委員 （7人）
会長（7番）友尻 辰生 職務代理者（6番）内布 敬正
（1番）椎屋 智司 （2番）松野 三千夫 （3番）高沢 正浩
（4番）大無田 満浩 （5番）大無田 善一
出席農地利用最適化推進委員（6人）
（1分区）吐合 則直 （2分区）糸原 佳代 （4分区）嶽本 基和
（5分区）金栗 ・代
4. 欠席委員 推進委員2人
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可に対する意見決定について
第3 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積
計画による許可に対する意見決定について
第4 その他
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 木屋 正行
7. 会議の概要
事務局長 ただいまから令和6年第6回の定例会を開催いたします。初めに友尻会長よりご挨拶をお願いします。
会 長 挨拶、本日は、2件の議案と報告事項でございます。どうぞよろしくお願
い
します。
事務局長 本日は3分区推進委員、6分区推進委員より欠席の旨通告がっております
のでご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので本総会は成
立しております。それでは、球磨村農業委員会会議規則により議長は会長が
務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたし
ます。
議 長 それではただ今議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の
指名を行います。球磨村農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録

署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

【全員異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録の署名委員は2番委員、3番委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局長を指名します。

議長 以上で日程第1を終わります。

続きまして、日程第2、議案第14号「農地法第3条の規定による許可に対する意見決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案第12号「非農地証明願に伴う農地法第3条の規定による許可に対する意見決定について」を説明します。

資料は2ページからでございます。ページを開いていただき、3ページに関係者の一覧表・4ページが申請書の写しです。1の申請者の氏名等の譲渡人と譲受人は資料のとおりでございます。

続きまして2の許可を受けようとする土地の所在等は大字渡甲字桜峯の1筆で面積は131㎡です。登記簿は畑で現況が休耕地となっております。また、対価の額は、1反当たり10万円でございます。

ページをめくっていただき、7ページをご覧ください。(1)の作付け(予定)の作物ですが、現況は休耕地となっておりますが、取得後は季節野菜の作付けを計画されておられます。続きまして、(2)の農機具類については、軽トラと、刈払機をそれぞれ1台ずつ保有されています。続きまして、11ページが委任状の写しです。続きまして、今回の申請分の所在地の位置図を13ページの掲載しております。続きまして、14ページが全部事項証明書の写しで15ページが字図の写しです。なお、事務局では6月3日に現地確認を行いました。以上で、議案第14号の説明を終わります。

議長 議案第12号について、事務局からの説明が終わりました。申請物件については、6番委員が担当となっておりますので、調査報告をお願いします。

6番 現地確認は、6月6日の午前11時から行いました。立会人は、譲渡人が村外在住で対応できないことから、代理人、譲受人、1分区推進委員と私の4人でした。申請地は、国道を人吉方面から八代方面に向かい運動公園に入り、すぐ右側の宅地の間にある畑でございます。譲受人はその隣の宅地も購入されているので、譲渡人から畑も一画地になっていることから、合わせて購入して欲しいとの意見で、今回の申請に上がったものでございます。

また、譲渡人が不在の間でも、隣の住人の方が草刈り等実施し管理されておられましたし、今回より譲受人もきちんと管理されるものと思っておりますので、特に問題はないと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは1分区推進委員からの意見はありませんか。

1分区推進委員

6番委員から説明があったように、特に問題はありません。

議長 それでは審議に入ります。議案第14号について何かご質疑はありませんか。

【 審 議 】

議 長 何かありませんか。異議がないようですのでこれから採決します。異議のない委員は挙手をお願いします。

【 全委員：挙手 】

議 長 全員賛成ですので、議案第14号は、申請どおり決定することといたしました。

議 長 続きまして、日程第3議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画による許可に対する意見決定について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明させていただく前に、資料に一部誤りがございましたので、資料の訂正をお願いします。訂正内容は、賃借権ではなく、使用賃借権の誤りです。まず19ページの総括表ですが、上の表の利用権設定・賃借権に存続期間3年、田、面積421㎡とありますが、その下の利用権設定・使用賃借に数値を移動していただきますようお願いします。

続きまして、20ページが区分の所の賃借権を使用賃借権に訂正をお願いします。また、21ページの真ん中ほどの設定する利用権の利用権の種類が1賃借権に○がついておりますが、2の使用賃借権に○をつけなおしていただきますようお願いします。

それでは説明に入らせていただきます。

今回提出されております案件につきましては、新規1件でございます。ページをめくっていただき、19ページに総括表と20ページに一覧表を載せております。それでは、21ページをご覧ください。受付コードは060009号です。新規の申請です。利用権の設定をする者及び設定を受ける者は資料のとおりで、利用権を設定する土地は、大字三ヶ浦丙字鶴鹿倉の1筆です。地目は、台帳、現況ともに畑で、面積は421㎡です。利用内容は「野菜」でございます。利用権設定期間は令和6年6月1日から令和9年5月31日までの3年間でございます。利用権の種類は無償による使用賃借権でございます。また、事務局では6月3日に現地確認を行いました。

以上で議案第15号の説明を終わります。

議 長 議案第13号について、事務局からの説明が終わりました。本日案件の受付コード060009号の利用権設定については、5分区推進委員の担当区域となっておりますので、意見をお願いします。

5分区推進委員

先ほど事務局から説明があったように、毎床集落の中心地でもありますし、道路に面している箇所でもあります。借主は野菜を栽培されておりますので特に問題はないと思います。

議 長 それでは審議に入ります。受付コード060009号の利用権設定について

何かありませんか。

【 審 議 】

議 長 何かありませんか。異議がないようですのでこれから採決します。異議のない委員は挙手をお願いします。

【 全委員：挙手 】

議 長 全員賛成ですので、受付コード060009号の利用権設定については申請どおり決定することといたしました。

議 長 続きまして、日程第5のその他について、事務局より報告事項をお願いします。

事務局 報告事項について説明。

議 長 これをもちまして、本日予定しました定例会日程は全て終了しましたので会議を閉じます。令和6年第6回、球磨村農業委員会6月期定例会を閉会します。お疲れ様でした。

午前9時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月10日

議 長	友尻 辰生
署名委員	2番 _____
署名委員	3番 _____